

酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所  
産業廃棄物（石膏）の収集・運搬および処分(有効利用)業務委託（単価契約）  
に伴う見積参加希望者の募集概要

1. 契約件名

酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所 石膏の収集・運搬および処分（有効利用）業務委託（単価契約）

2. 契約目的

酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所の硫黄回収系統設備から発生する石膏を有価物として有効利用するため、もしくは当該石膏の性状により産業廃棄物（石膏、種類：汚泥）として適正に処理・処分するため、収集・運搬および処分（有効利用）業務を委託する。

3. 業務概要

①石膏の計画性状

形状	ドライケーキ状(脱水後)
比重	嵩比重:約 1.0
三酸化硫黄(SO <sub>3</sub> )	44%wt 以上
付着水分	10%wt 以下

②1回当たりの計画積込量等

種類	収集・運搬方法	積込方法※1	1回当たりの計画積込量※2	計画頻度
石膏 (有価物) (産廃:汚泥)	見積者が手配する 10t 級トラック	ホイールローダを使用し トラックへ積込み	9~10t	1~3回/1日

※1 積込作業は運用助勢業務受託者が行う。

※2 山陽商船、大崎汽船、安芸津フェリーの栈橋耐荷重制限 20t を超えないこと。

③発生量見込み、荷姿

名称	2021年度※1	2022年度※1	荷姿
石膏(産廃時:汚泥)	531t	2727t	粉体バラ積み込み

※1 年間数量は計画値であり、実際の運用により増減することがある。

④引渡場所：[有価物]

有効利用先の構内指定場所

[産業廃棄物]

広島県豊田郡大崎上島町中野 6 2 0 8 番地 1

大崎クールジェン株式会社

酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所 発電所構内指定位置

#### 4. 契約期間（予定）

自：2021年 4月 1日（木）

至：2023年 3月31日（金）

#### 5. 契約方式

上記契約期間中の単価契約とする。

#### 6. 支払条件

①有価物の場合 : 引取月の月末締め翌月末支払い

②産業廃棄物の場合 : 最終処分完了月の月末締め翌月末支払い

#### 7. 見積形式

(1) 見積参加希望者（※下記8. の参加資格要件に該当）のうち、当社が見積依頼先として適格と判断のうえ選考した会社に対して、後日、見積依頼を行う「公募型指名競争見積合せ方式」とする。

※当該産業廃棄物の性状、その他詳細事項については、見積依頼時に提示する。

(2) 見積審査は、見積者から提出された見積書類の審査を行い、適格と認められた会社のうち最低価格の見積者を第1交渉順位者とする。

#### 8. 見積参加資格要件

(1) 見積参加者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ・ 日本国内に事業拠点を有する法人・企業
- ・ 石膏（有価物、産業廃棄物）の収集・運搬および有効利用もしくは処分業務を実施するために必要な組織、人員、資機材、資格等を有していること。
- ・ 石膏（有価物、産業廃棄物）を円滑に収集・運搬および有効利用もしくは処分するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等において十分な管理能力を有していること。
- ・ 石膏が有価物となる場合の条件を提示できること。（石膏の色度、成分など）
- ・ 石膏（産業廃棄物：汚泥）の収集・運搬および処分業の許可を受けていること。また所定の時期に同許可を更新していること。（収集・運搬、処分業の許可証の写しを提出すること。）
- ・ 業種を問わず同種の有価物、産業廃棄物の収集・運搬、有効利用もしくは処分業務を受託した実績を有すること。（別添、様式②に記入し提出すること。）
- ・ 過去5年以内に、廃棄物処理施設の設置許可取消または、廃棄物処理業の許可（収集・運搬業含む）の取消処分を受けていないこと。
- ・ 当社からの指示により、石膏（有価物、産業廃棄物）の緊急の収集・運搬、有効利用もしくは処分等の処理業務に対応できる体制を構築できること。（様式任意とし、通常時・緊急時の連絡体制表を提出すること。）
- ・ 電子マニフェストの利用に対応していること。（対応可能なことを証明できる書類を提出すること。）

- ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
  - ・ 見積に参加しようとする法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は、同条第6号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
  - ・ 現在または過去において、優良産廃処理業者の認定を受けていることが望ましい。(認定がある場合は、認定証の写し等を提出すること。)
- (2) なお、資格要件審査の一環として上記要件を満たす見積参加希望者に対して、当社は、当該産業廃棄物が確実に処分可能か見積参加希望者の処分場施設等現地確認または間接的確認を行う場合がある。

## 9. 見積参加希望書等の提出について

### (1) 提出方法

本件見積に参加を希望する場合は、次項に示す見積参加希望書及び必要な添付書類(以下「見積参加希望書等」という。)を郵送、宅配便若しくは持込により提出すること。

### (2) 提出書類(各2部)

- ・ 見積参加希望書 ※別添、[様式①](#)を使用すること。
- ・ 産業廃棄物(汚泥)の収集・運搬、処分業許可証(写し)
- ・ 石膏の収集・運搬、有効利用等 実績表 ※別添、[様式②](#)を使用すること。
- ・ 石膏の有価物に関わる利用工程と産業廃棄物に関わる処分工程、最終処分の方式、最終処分場の場所等(様式任意)
- ・ 石膏の収集・運搬、有効利用もしくは処分に関わる見積参加希望者の通常時・緊急時の組織体制・連絡体制表(様式任意)
- ・ 電子マニフェストに対応していることを証明する書類(写し)
- ・ 見積参加希望者の会社概要(パンフレット等)
- ・ 優良産廃処理業者認定に係る証明書類(写し) ※あれば

### (3) 提出期間

2021年2月8日(月)から2021年2月22日(月)17時まで

※持込による提出は上記期間の午前9時から午後5時まで(土日祝祭日除く)

### (4) 提出場所

大崎クールジェン株式会社(窓口:総務企画部 総務グループ 鈴木)

住所:広島県豊田郡大崎上島町中野6208番地1 TEL:0846-67-5250

#### 10. 選考結果について

選考結果については、見積参加資格要件を全て満たし、当社が適格と判断した見積参加希望者に対し「見積依頼書」の発送をもって選考結果の適格通知と致します。

なお、当社が不適格と判断した会社に対しては「見積依頼書」の送付、選考結果の通知は致しませんので予めご了承ください。

#### 11. その他

ご提出いただいた書類は返却いたしません。提出いただいた書類は、委託先選考の目的のみに使用し、法令に定める場合を除き第三者に開示することはありません。

#### 12. お問い合わせ先

大崎クールジェン株式会社 総務企画部 総務グループ 資材担当：鈴木(スズキ)  
広島県豊田郡大崎上島町中野 6208 番地 1 電話 0846-67-5250(代表)

以 上